

○宍粟市個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月21日条例第33号

改正

平成29年3月10日条例第3号

平成29年9月15日条例第20号

宍粟市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。  
(書面の提出義務の免除)

第6条 第4条第2項の規定により特定個人情報を利用し、又は前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。  
(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日条例第3号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月15日条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	宍粟市少子化対策事業助成条例(平成19年宍粟市条例第9号)による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	宍粟市福祉医療費助成条例(平成17年宍粟市条例第92号)による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	宍粟市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	高齢の重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年宍粟市条例第98号)による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	日本人住民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人住民の保護に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	高齢者等の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	社会福祉法人等が提供する介護サービスにおける生計困難者に対する利

	利用者負担軽減事業及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	訪問介護サービスにおける利用者負担軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	宍粟市就学援助規則（平成17年宍粟市規則第181号）による就学援助に関する事務（当該事務のうち医療費の援助に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	宍粟市少子化対策事業助成条例による乳幼児等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国保医療保険給付関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は日本人住民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人住民の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	宍粟市福祉医療費助成条例による老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「後期医療保険給付関係情報」という。）、国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生

		活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	宍粟市福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	高齢の重度障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	後期医療保険給付関係情報、国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	日本人住民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人住民の保護に関する事務であって規則で定めるもの	後期医療保険給付関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、宍粟市少子化対策事業助成条例による乳幼児等の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児等医療費関係情報」という。）、宍粟市福祉医療費助成条例による老人若しくは重度障害者の医療費の助成に関する情報（以下「老人及び重度障害者医療費関係情報」とい

		<p>う。) 、高齢の重度障害者の医療費の助成に関する情報 (以下「高齢重度障害者医療費関係情報」という。) 、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭、父子家庭及び遺児の医療費の助成に関する情報 (以下「母子家庭等医療費関係情報」という。) 、国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「特別児童扶養手当関係情報」という。) 、介護保険法 (平成9年法律第123号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) 、障害者手帳関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号) 附則第97条第</p>
--	--	---

		1 項の福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する情報又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	高齢者等の住宅改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者手帳関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	社会福祉法人等が提供する介護サービスにおける生計困難者に対する利用者負担軽減事業及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	後期医療保険給付関係情報、国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	訪問介護サービスにおける利用者負担軽減事業に関する事務であって規	介護保険給付等関係情報、障害者手帳関係情報又は障害者の日常生活及び

	則で定めるもの	社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例による共済制度の運営に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
11 教育委員会	宍粟市就学援助規則による就学援助に関する事務（当該事務のうち医療費の援助に関する事務を除く。）であって規則で定めるもの	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	後期医療保険給付関係情報、国保医療保険給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	乳幼児等医療費関係情報、老人及び重度障害者医療費関係情報、高齢重度障害者医療費関係情報、母子家庭等医療費関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者手帳関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報又は子ども・子育て支援法による子

		子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	宍粟市就学援助規則による就学援助に関する情報（当該情報のうち医療費の援助に関する情報を除く。）であって規則で定めるもの
18 市長	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する特別児童扶養手当関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務（番号法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する障害者関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は宍粟市就学援助規則による就学援助に関する情報（当該情報のうち医療

	の		費の援助に関する情報を除く。) であって規則で定めるもの
2 市長	日本人住民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人住民の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は宍粟市就学援助規則による就学援助に関する情報(当該情報のうち医療費の援助に関する情報を除く。) であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報又は宍粟市就学援助規則による就学援助に関する情報(当該情報のうち医療費の援助に関する情報を除く。) であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	宍粟市就学援助規則による就学援助に関する事務(当該事務のうち医療費の援助に関する事務を除く。) であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護等関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの